

「令和7年度海洋資源を活用した CCUS に関する調査検討委託業務」に係るご質問について、以下の通り回答いたします。

No.	質問事項	回答
1.入札説明書	① 「2.(5)入札方法」について、「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110 分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。」とあるが、入札金額は消費税を含まない金額で記載するという認識でよい吗ご教示下さい。	ご認識の通りです。
	② 「14. その他(2)」について、「契約書の添付資料として再委任等の実施書又は共同事業実施協定書の提出を求めることがある」とあるが、求めがある場合の提出期限についてご教示下さい。	提出期限を設定する場合は、求める際に併せてお示しします。
	③ 「14. その他(6)」について、本委託事業において環境省殿から預託される個人情報があるかご教示下さい。取扱がない場合、様式6および8の提出は不要でよい吗ご教示下さい。	本業務において個人情報の預託は想定していません。取扱がない場合、様式6、8の提出は不要です。
	④ 「様式7(再委任等承諾申請書)」について、いつまでに提出すればよい吗ご教示下さい。	提出いただき、省内で審査(必要に応じて修正等の確認)・承認手続を行った後、再委任等に係る業務が実施可能となりますので、審査・承認手続に要する期間を踏まえ、余裕をもってご提出ください。

No.	質問事項	回答
2.別添4 提案書	① 「4.2従事者の実績、能力、資格等」について、「主たる担当者以外であって本業務に従事する者」とあるが、調査航海に従事する全ての人員ではなく、主要な役割を担う者のみを記載すればよいかご教示下さい。	別添5評価基準表に記載のとおり、「海洋調査に係る業務実績等を有している者が、本業務に複数従事しているか。1名以上いれば可(5点)とし、以降はその人数や業務実績に応じて加点する。」という基準になりますので、上記基準に合うように記載いただければと存じます。
	② 「8.組織のワークライフバランス等の推進に関する認定等取得状況」の記載に関し、認定等の名称欄に記載されている「認証期間」とは、「計画期間」(一般事業主行動計画に示された計画期間)のことかご教示下さい。	一般事業主行動計画に示された計画期間で問題ございません。
3.委託契約書(案)	① 「第10条(委託費の支払い)」について、本委託事業で概算払は適用可能か、また可能な場合、手続きについてご教示下さい。	概算払をしなければ事業の執行に支障を及ぼす場合、概算払を受けることが可能です。 また、その際には資金繰り表を作成、提出いただく必要がございます。 契約書に記載のとおり、事前に概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議の上、承認を得る必要があります(1ヶ月～2ヶ月程度)、必要がありましたら契約締結後、個別にご相談ください。